

総合事業におけるサービス・活動事業の見直しに係る説明会

令和8年2月

白井市高齢者福祉課

次第

0. 令和6年度改正に係る白井市の対応と今後の見込みについて
1. ガイドライン等の改正について
2. 白井市の総合事業の現状について
3. 制度改正を踏まえた見直しについて
4. 報酬改定について
5. その他

これまでの対応及び今後の見込み

	国	市
令和6年2月		説明会
令和6年4月	介護保険制度改正	報酬改定等一部反映
令和6年8月	地域支援事業実施要綱及び 総合事業ガイドライン改正	検討
令和7年1月		意見交換会
令和7年10月		意見交換会 検討
令和8年2月	令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（従前相当・介護予防支援）	説明会
令和8年4月		制度改正に適応の上報酬改定 訪問型生活支援サービスを2層へ
令和8年5月		
令和8年6月	報酬改定	報酬改定 短期集中予防サービス開始予定

1.ガイドライン等の改正について

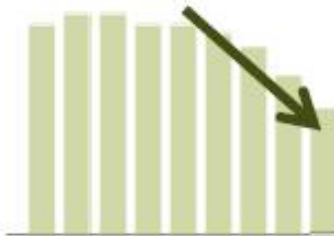
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加



現役世代の減少



地域共生社会の実現

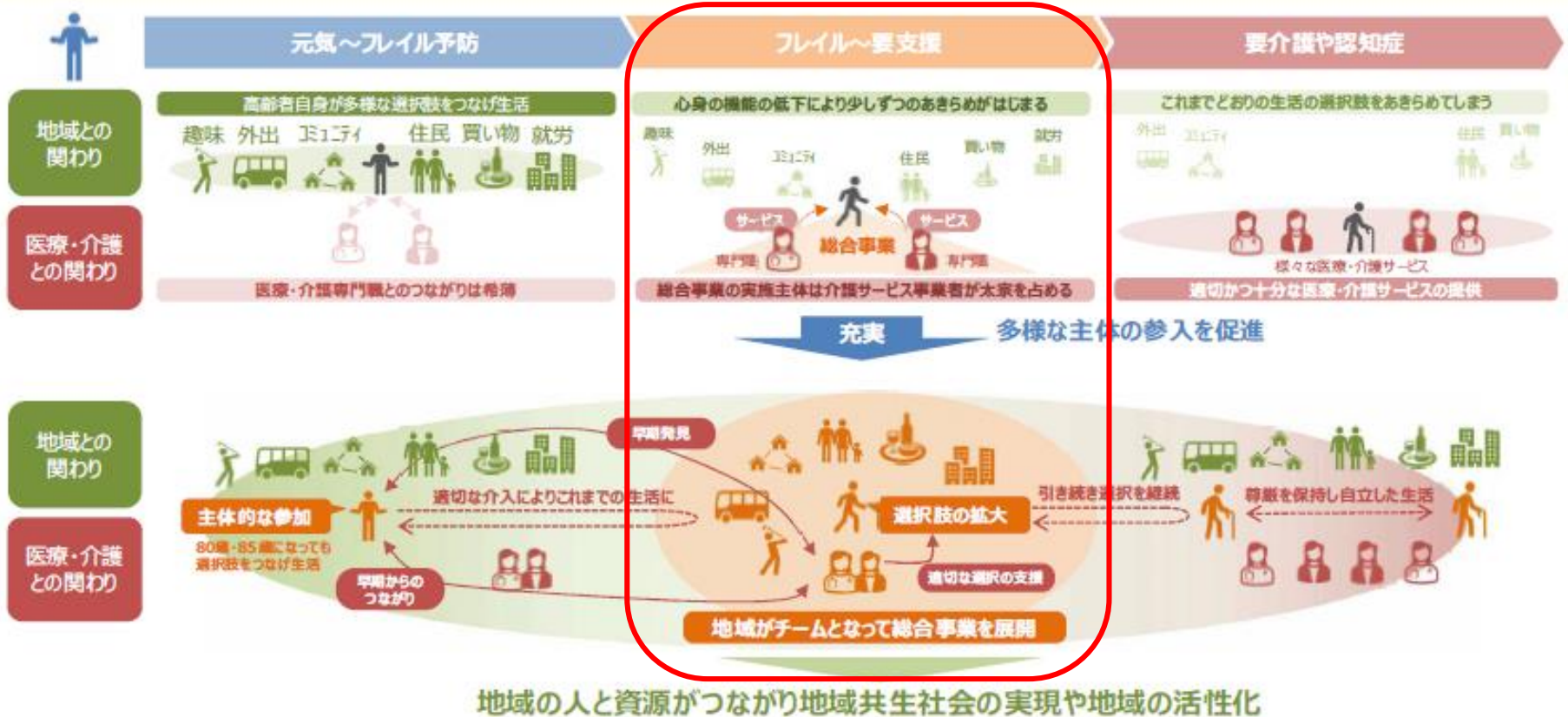


地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに寄り合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

総合事業の充実のための対応の方向性

社会保障審議会
介護保険部会（第109回）

令和5年12月7日

資料
2-1

現状

■ 総合事業のサービス提供主体は、介護保険サービス事業者が主体

- ① 個々の高齢者の経験・価値観・意欲に応じた地域での日常生活と密接に関わるサービスをデザインしにくい
- ①' 要介護や認知症となると、地域とのつながりから離れてしまう
- ② 事業規模が小さく採算性の観点から、地域の産業や他分野の活動が総合事業のマーケットに入ることが難しい
- ③ 多様な主体によるサービスが地域住民に選ばれない
- ④ 2025年以降、現役世代は減少し担い手の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加

対応の方向性

■ 地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から多様な主体の参画を促進

- ① 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくためのアクセス機会と選択肢の拡大
- ①' 要介護や認知症となっても総合事業を選択できる枠組みの充実
- ② 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
- ③ 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開
- ④ 総合事業と介護サービスを一連のものとし、地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

地域共生社会の実現

高齢者一人一人の 介護予防・社会参加・生活支援

- ・後期高齢者の認定率等
- ・主体的な選択による社会参加
- ・自立した地域生活の継続



総合事業により創出される
価値の再確認

- ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大
- ・地域の産業の活性化（≒地域づくり）
- ・地域で必要となる支援の提供体制の確保

多様なサービス・活動の例

(ガイドライン改正)

実施要綱	ガイドライン	ケアマネジメット	包括センター
	○		

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり



多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - **介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守り的援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
 - **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など**
 - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる
 - **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
 - ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能
- ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ 訪問型サービスと同様
- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
 - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
 - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- **住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴・食事等の支援**
 - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	多様なサービス・活動				その他	
	従前相当サービス	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等） 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等 	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 <small>※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定</small>	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者 		
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 		<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス 		
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など 送迎のみの実施 				
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 		

これらによらないもの
(委託と補助の組み合わせなど)

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

2.白井市の総合事業の現状について

国の類型に照らした市の総合事業実施状況 (R.7)

	従前相当	多様なサービス・活動				
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)	サービス・活動B、 サービス・活動D【訪問型のみ】 (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	その他	
		指定	委託			
訪問型サービス	総合事業訪問介護	訪問型生活支援サービス		助け合い活動団体補助 【訪問D】移送支援	(委託と補助の組み合わせ等) これらによらないもの	
通所型サービス	総合事業通所介護	ミニデイサービス 		短期集中予防サービス(試行事業)		
介護予防ケアマネジメント	○	○		×		△
その他生活支援	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティアが行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型)					

サービス・活動事業以外の関連事業

一般介護予防事業	1人暮らし高齢者等見守り事業 (お元気見守り事業) 生活支援 しろい楽トレ体操 通所B いきいきボランティア
----------	--

白井市のサービス・活動事業（現状）

	サービス名称		対象者	サービス内容	コード
サービス・活動A	訪問型生活支援サービス		事業対象者 要支援1 要支援2	週2回までの30分～1時間未満の生活支援員等による生活援助	A3
従前相当 【総合事業 訪問介護】	訪問型サービス(I)	訪問型サービス(IV)	事業対象者 要支援1 要支援2 ※基準に該当すること	週1回程度の訪問介護員による身体介護を含む支援	A2
	訪問型サービス(II)			週2回程度の訪問介護員による身体介護を含む支援	
	訪問型サービス(III)			週2回を超える訪問介護員による生活援助又は身体介護を含む支援	
	訪問型サービス(V)			20～45分の生活援助中心	
	訪問型サービス(VI)			45分以上の生活援助中心	
	短時間の身体介護			20分未満の身体介護	
	サービス名称	対象者	サービス内容	コード	
サービス・活動A	ミニデイサービス	事業対象者 要支援1 要支援2	2時間以上のサービス しろう楽トレ体操やレクリエーション	A7	
従前相当	総合事業通所介護 ※原則、利用は 最長で6か月	事業対象者 要支援1 要支援2 ※基準に該当する者	入浴などの身体的な日常生活の支援 生活機能の改善・向上のトレーニング	A6	

従前相当サービス

- ・ 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- ・ 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
 - ・ サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約有

【訪問型】

・ 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる

・ 訪問介護員等による従前相当サービスについては、主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員によるサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される

対象者の見直し
サービス・活動Aの提供内容等の見直し

【通所型】

・ 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる。

・ 多様なサービス・活動の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業所の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される

変更無し

多様なサービス・活動A・B

- ・地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- ・想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
 - ・サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【訪問型】

・内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む）することができる活動
 - ・介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施
 - ・高齢者の生活支援のための掃除、買物等の一部の支援*を行う活動 等
- *市町村の判断により老計10号の範囲を超えてサービス・活動を行なうことも可能

老計10号の範囲を超えたサービス・活動への転換
生活援助のみの場合は訪問A移行
弾力化への対応

【通所型】

・内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動
- ・セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動
- ・高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの
- ・住民や地域の多様な主体相互の協力で
行う入浴、食事等を支援する活動 等

短期集中予防サービスの本格実施に伴う
提供サービスの転換
弾力化への対応

3.制度改正を踏まえた見直しについて

- (1) 利用対象者
 - ➡従前相当サービスの利用要件変更
- (2) サービス・活動Aの内容見直し
- (3) 弾力化
- (4) 介護予防ケアマネジメント

(1) 利用対象者

➡従前相当サービスの利用要件変更

従前相当サービスの基準等

実施方法	指定事業者が実施
想定される実施主体	介護サービス事業者等
基準	国が定める基準を例にしたもの
費用	国が定める額（単位数）
対象者	要支援者・事業対象者
サービス内容	<p>【訪問型】 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる</p> <p>【通所型】 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる</p>
支援の提供者	国が定める基準による

従前相当サービス利用基準の変更 (R6改正ガイドラインより)

内容：専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
対象者：進行性疾患や病態が安定しない者

【訪問型サービス】

主に認知機能の低下等により日常生活に支障あるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。

【通所型サービス】

多様なサービス・活動の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。

【現状】 総合事業訪問介護 利用の判断基準

- 訪問型生活支援サービスでのサービス提供では支援がまかなえないこと
- 下記の①～③のいずれかに該当すること

	判断基準
<input type="checkbox"/>	①身体介護を含む訪問サービスが必要
<input type="checkbox"/>	②身体介護はないが、訪問介護員による専門的対応が必要なケース <ul style="list-style-type: none">・ 認知機能の低下などによる専門的な対応が必要・ 退院直後で状態に応じた専門的な対応が必要
<input type="checkbox"/>	③週2回を超えるサービス提供が必要（要支援2のみ）

【改正】 総合事業訪問介護 利用の判断基準

- 下記の①～③のいずれかに該当すること

	判断基準	留意事項
<input type="checkbox"/>	①訪問介護員による専門的な対応が必要な方	※1
<input type="checkbox"/>	②身体介護を含む訪問サービスが必要な方	老計10号の範囲を超えない
<input type="checkbox"/>	③週2回を超えるサービス提供が必要な方	<u>要支援2のみ</u>

※1

- ①退院直後で状態が変化しやすい
- ②認知機能の低下がみられ、日常生活に支障がある
- ③精神疾患がある
- ④在宅酸素など医療面の観察を必要とする
- ⑤進行性の疾患や難病がある

判断基準に該当しない方は、多様な主体によるサービス・活動事業や民間サービスの利用へ移行。経過措置として3年間（R8.4～R11.3）を設ける。

【現状】 総合事業通所介護 利用の判断基準

- 下記の①～④のいずれかに該当すること（③の場合はA・Bに該当することが必要）

	判断基準	留意事項
<input type="checkbox"/>	①入浴などの身体介護が必要な方	提供しているかではなく、介護の必要性で判断する
<input type="checkbox"/>	②退院直後で状態が変化しやすいなど、専門的なサービスが特に必要な方	※1
<input type="checkbox"/>	③集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、改善が見込まれる方	下記の2項目に該当することが必要
<input type="checkbox"/>	④長時間の分離が必要な場合（不適切な介護や高齢者虐待の疑いなど）	

※1

- ①退院直後で状態が変化しやすい
- ②認知機能の低下がみられ、日常生活に支障がある
- ③精神疾患がある
- ④在宅酸素など医療面の観察を必要とする
- ⑤進行性の疾患や難病がある

A短期の介入によって生活機能改善が見込めるケース

B生活機能改善に向けた意思が明確であるケース

総合事業通所介護（従前相当）の利用基準は**変更なし**。

従前相当サービスをケアプランに位置付ける際の留意事項

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1

号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」抜粋

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に係る関連様式例記載要領）

（略）

3 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む

（略）

④従前相当サービスを介護予防サービス計画原案等に位置付けた場合には、その必要性について理由を記載する。

(2) 訪問型サービス・活動A（訪問型生活支援サービス）の内容見直し

- 指定の枠組みである訪問型生活支援サービスの
大枠は変更せず、スライド25・26に記載の
「老計10号1-6見守りの援助」の例示のうち○に該当するものは実施可能とする。

➡サービスを「週2回までの30分～1時間未満の生活支援員等による生活援助等」へ変更

➡名称は変更せず、報酬を2層へ変更する。

※報酬改定については後ほど説明

白井市のサービス・活動事業【訪問型】

	サービス名称		対象者	サービス内容	コード
サービス・活動A	訪問型生活支援サービス		事業対象者 要支援1 要支援2	週2回までの30分～1時間未満の生活支援員等による生活援助等	A3
従前相当【総合事業訪問介護】	訪問型サービス(Ⅰ)	訪問型サービス(Ⅳ)	事業対象者 要支援1 要支援2 ※基準に該当すること	週1回程度の訪問介護員による身体介護を含む支援	A2
	訪問型サービス(Ⅱ)			週2回程度の訪問介護員による身体介護を含む支援	
	訪問型サービス(Ⅲ)			週2回を超える訪問介護員による生活援助又は身体介護を含む支援	
	訪問型サービス(Ⅴ)			20～45分の生活援助中心	
	訪問型サービス(Ⅵ)			45分以上の生活援助中心	
	短時間の身体介護			20分未満の身体介護	

従前相当サービスが専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービスであると明確化されたことから、**従前相当とサービス・活動Aの併用は不可とする。**

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。）

2-0 サービス準備等 サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。	2-0-1 健康チェック 利用者の安否確認、顔色等のチェック	2-3 ベッドメイク	○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
	2-0-2 環境整備 換気、室温・日あたりの調整等 2-0-3 相談援助、情報収集・提供 2-0-4 サービスの提供後の記録等	2-4 衣類の整理・被服の補修	○衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） ○被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
2-1 掃除	○居室内やトイレ、卓上等の清掃 ○ゴミ出し ○準備・後片づけ	2-5 一般的な調理、配下膳	○配膳、後片づけのみ ○一般的な調理
2-2 洗濯	○洗濯機または手洗いによる洗濯 ○洗濯物の乾燥（物干し） ○洗濯物の取り入れと収納 ○アイロンがけ	2-6 買い物・薬の受け取り	○日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む） ○薬の受け取り

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

老計10号 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

○ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。	×
○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。	×
○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。	○
○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）	×
○移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）	○
○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）	○
○本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。	○
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）	○
○ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助	○

老計10号 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。	○
○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。	○
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等	○
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修	○
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）	○
○車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助	○
○上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの	—

○がついているものは訪問型生活支援サービスに含む。

(3) 弾力化

軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

※軽度者 = 要介護2までの人

- 全国一律の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供をすることが効果的・効率的である。(令和4年5月25日財政制度等審議会)

...認知症の高齢者には総合事業はふさわしくないのではないか

...現状の総合事業すらうまくいっていないのに、時期尚早ではないか

- 現在の総合事業に関する評価・分析などを踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。

→第10期計画まで先送り

(4) 介護予防ケアマネジメント

サービス名称	対象者	現行	変更後	コード
介護予防支援	予防給付を受ける居宅要支援者	市が定める運営基準(条例)により実施	変更無し	46
ケアマネジメントA	事業対象者 要支援1 要支援2	予防給付における介護予防支援と同様のプロセスを実施。 総合事業訪問介護(A2) 総合事業通所介護(A6) 短期集中予防サービス(試行)	予防給付における介護予防支援と同様のプロセスを実施。 総合事業訪問介護(A2) 総合事業通所介護(A6) 短期集中予防サービス(*)	AF
ケアマネジメントB	事業対象者 要支援1 要支援2	予防給付における介護予防支援を一部簡略化(サービス担当者会議の開催・モニタリング)したプロセスを実施。 訪問型生活支援サービス(基本型)(A3) ミニデイサービス(A7)	予防給付における介護予防支援を一部簡略化(サービス担当者会議の開催・モニタリング)したプロセスを実施。 訪問型生活支援サービス(基本型)(A3) ミニデイサービス(A7)(*)	AF
ケアマネジメントC		なし	ケアマネジメント結果等記録表を作成	AF

(*)ケアマネジメント結果等記録表作成で可➡スライド29

短期集中予防サービスのみ利用の場合は赤枠を省略可能 ミニデイサービスのみ利用の場合は期間以外の赤枠を省略可能

様式 6

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

No. _____

利用者名 _____ 種 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

計画作成者氏名 _____ 委託の場合、計画作成者事業者・事業所名及び所在地（〒番号） _____

計画作成（変更）日 年 月 日（初回作成日 年 月 日） 担当地域包括支援センター _____

目標とする生活 _____

1日				1年				支援計画				
アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向本人・家族	目標	目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
運動・移動について		□有 □無					()					
日常生活（家庭生活）について		□有 □無					()					
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて		□有 □無					()					
健康管理について		□有 □無					()					

省略可

省略可

短期集中のみ省略可

健康状態について □主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた観察点 _____

【本未行うべき支援が実施できない場合】 適切な支援の案面に向けた方針 _____

総合的な方針・生活不活発病の改善予防のポイント _____

基本チェックリストの（該当した項目数）／（質問項目数）を記入して下さい
地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

	運動不足	栄養改善	口腔内ケア	認知こもり予防	物忘れ予防	うつ予防
予防給付または地域支援事業	／ 5	／ 2	／ 3	／ 2	／ 3	／ 5

【意見】

地域包括支援センター _____

計画に関する同意

上記計画について、同意いたします。

年 月 日 氏名 _____

5.報酬改定について（R8.4～）

従前相当サービスは変更無し

(1) 訪問型生活支援サービス (A3)

【現行（令和8年3月31日まで）】

【令和8年4月1日から】

サービス名称	所定単位数
訪問型生活支援サービス	203単位/回



サービス名称	所定単位数
訪問型生活支援サービス	205 単位/回
訪問型生活支援サービス (見守りの援助含む)	213 単位/回

(2) ミニデイサービス (A7)

- ミニデイサービスにおける報酬単位を変更します。

【現行 (令和8年3月31日まで)】

対象	区分	所定単位数
要支援1・ 事業対象者	2時間から 4時間	305単位/回 (1259単位/月)
	4時間以上	327単位/回 (1349単位/月)
要支援2	2時間から 4時間	313単位/回 (2535単位/月)
	4時間以上	335単位/回 (2716単位/月)



【令和8年4月1日から】

対象	区分	所定単位数
要支援1・ 事業対象者	2時間から 4時間	310単位/回 (1277単位/月)
	4時間以上	331単位/回 (1366単位/月)
要支援2	2時間から 4時間	317単位/回 (2571単位/月)
	4時間以上	340単位/回 (2752単位/月)

※ () 内：1月の上限単位数

5. その他

白井市 短期集中予防サービス

3か月間12回の短期集中予防サービスで、
もとの自分らしい暮らしを取り戻しませんか？

3か月
週1回
無料

次の要件を満たす方

- ① 事業対象者、要支援1・2認定をお持ちの方
- ② 元気な自分になり、自分らしい生活を取り戻したいと考えている方

※がん末期、認知症自立度Ⅲ以上および難病の方は対象外です。



サービスの内容

- ・3か月間、12回の通所サービスです。
- ・1回のサービスは、約2時間です。
- ・送迎が必要な方は、送迎支援があります。
- ・必要に応じ、自宅に訪問して生活上の不安を解消する手助けをします。
- ・利用料は、無料です。



このサービスが目指すもの

短期集中予防サービスへの参加を通じて、あなたらしい生活の継続ができるよう、個別のプログラムの提供により、リハビリ専門職や管理栄養士等が支援します。



私たちに
お任せください

① 生活の不安を取り除きます

事前にリハビリ専門職が行ったアセスメントで突きとめた生活しづらさの原因を取り除き、自信をもって生活できるようお手伝いをします。

② セルフマネジメント

あなたの健康のためのポイントをわかりやすくお伝えし、サービス終了後もサービス期間中の心身の状況を継続できるように支援します。

③ 住み慣れた地域であなたらしい生活を送るために

買い物に行ったり、ご友人やご家族と会ったり、地域の通いの場等に行くなど、地域にある資源を上手に利用するためのお手伝いをします。

※ 今年度、このサービスはテスト事業として参加人数を限定して実施しています。今後、このサービスの効果を検証し、来年度からは正式にサービスとして提供する予定です。



白井市の医療・介護専門職

会場・時間

：北総白井病院 毎週月・木曜日午後2時から
：さつきの間 調整による

【お問合せ】白井市高齢者福祉課

TEL 047-497-3484

生活のしづらさが出てき始めた高齢者に対して、保健・医療・介護の専門職が短期集中的に関わることで、

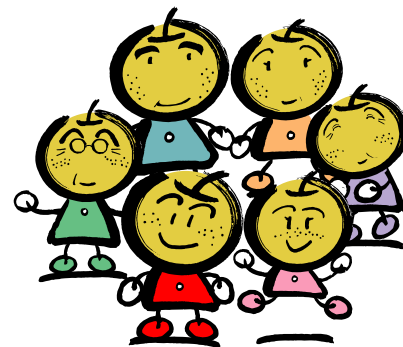
その生活上のつまづきを具体的に解決し、できるだけ短期間のうちにもとの生活を取り戻して元気になってもらい、

地域での自分らしい もとの生活を継続してもらおう（目的）

リエイブルメント：元の生活を取り戻す支援

※別途、説明会を実施予定

ご視聴くださり
ありがとうございました。



「さまざまなつまづきを経験した人が、望む生活・
元の生活を取り戻せる地域」
を関係者の皆さんと作りあげていきたい！



生活支援コーディネーター
行政 包括 ケアマネ・
リハ職 事業所



説明動画におけるご質問は
『質問書』をmail又はFAXで

mail : [hokatsu-suishin@](mailto:hokatsu-suishin@city.shiroi.chiba.jp)

city.shiroi.chiba.jp

FAX:047-491-3551